

令和4年度厚生委員会地方都市行政視察調査報告書(案)

1. 視察先及び調査事項

視察日	視察先	調査事項
令和4年 10月27日(木)	岡山県 岡山市	岡山市地域共生社会推進計画(地域福祉計画)改訂版について
令和4年 10月28日(金)	岡山県 総社市	障がい者千五百人雇用事業について

2. 調査内容

岡山県岡山市

1. 市の概要

岡山市は岡山平野の中央に位置し、近畿と九州を結ぶ東西軸と、山陰と四国を結ぶ南北軸の結節点に位置し、交通網が集中する中枢拠点都市である。平成21年4月に政令指定都市へ移行した。

古代に吉備国と呼ばれた地域の重要な一角を占めており、遺跡群や城下町、門前町や宿場町など、歴史・文化遺産が数多く存在している。平成30年には「『桃太郎伝説』の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～」が日本遺産認定された。

温暖な瀬戸内海特有の風土により春秋は快晴の日が多く、降水量1mm未満の年間日数が全国都道府県庁所在地で第1位となっている。また医療、福祉、教育等の分野で高度な都市機能が集積しており、住みやすい生活環境が整っている。

面積：789.95km²

人口：702,808人(令和4年9月末現在)

世帯数：337,966世帯

令和4年度一般会計当初予算額 352,947,000千円

2. 調査の経過

岡山市役所内を訪問し、事業の概要説明を受け、質疑応答を行った。

説明担当：岡山市保健福祉局 保健福祉企画総務課職員

岡山市保健福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課職員

3. 説明内容

(1) 計画策定について

岡山市では、各制度の圏域や状況に応じ、多くの相談機関を設置しているが、制度の狭間の問題や、社会的な孤立、複合課題に対応していくために、岡山市地域共生社会推進計画を平成30年3月に策定した。(令和3年3月に計画を改訂し、現在2期目)

各福祉分野計画の上位計画として位置づけており、基本理念は、「誰もがその人らしく生活するための多様な選択ができるまち」となっている。

計画には5つの柱となる施策があるが、その内の2「包括的支援体制づくり」、3「生涯現役」について説明を受けた。

(2) 岡山市の総合相談支援体制づくりについて

地域共生社会推進計画において、「課題を抱える個人や世帯が地域で孤立することなく、早期に適切な支援を受けることができる」、「複雑化・複合化した課題を抱えた場合でも、「たらい回し」されることなく、市の関係課・相談機関が連動し、適切な支援を受けることができる」ことを目指すべき社会としている。

そのために総合相談支援体制づくりに取り組んでいる。

①考え方と方向性

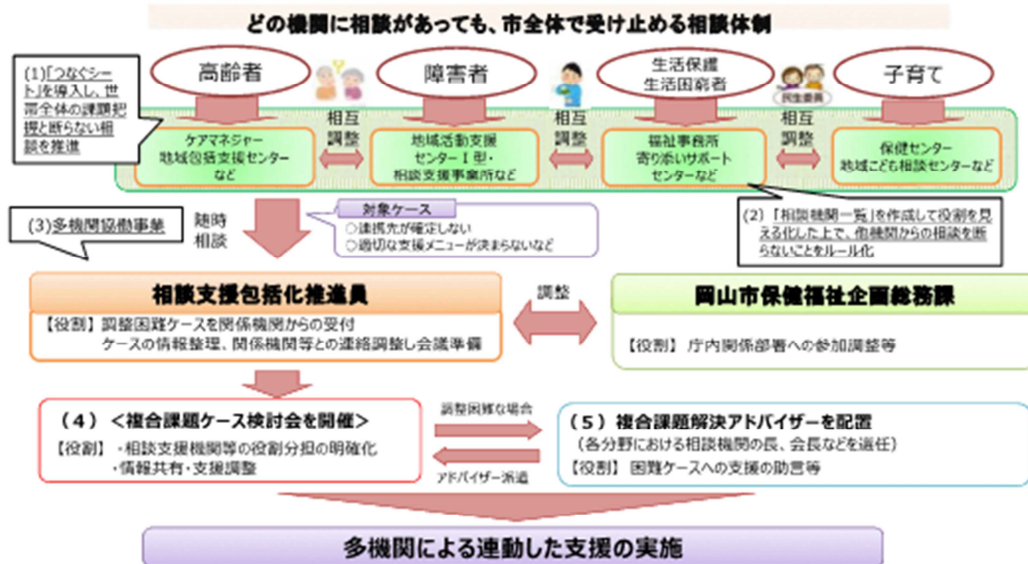
様々な圏域がある中で各相談機関が点在しており、圏域をベースに支援を実施している。制度によって圏域が異なる中、ワンストップ窓口を作ることは困難である。また、各相談機関は制度をベースとした専門性で支援を実施することから、専門外には手を付けず、押し付け合い、たらい回しが発生することや、利用者目線ではない局所的なアセスメントをしまい、複数の相談機関が関わる場合、利用者が何を優先すべきか判断できないということが起きてしまっていた。

そのことから、ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性を生かしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を作り、どの相談機関に市民が相談しても、保健・福祉が連動したサービスを漏れなく提供する体制づくりを推進することとした。

岡山市総合相談支援体制づくり

～断らない相談の実現に向けて～

・ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかにしながら、それぞれの相談機関が運動する体制を推進。
 ・複数の制度に基づくサービスの組み合わせを調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。



②複合課題解決に向けての課題と対応

- (i) 各相談機関において、世帯全体の課題の把握が不十分。
 →世帯全体の課題を漏れなく把握するため、「つなぐシート」を導入し、世帯全体の課題把握と断らない相談を推進。
- (ii) 課題を把握したとしても、つなぎ先として適切な相談機関が不明。
 →「相談機関一覧」を作成し、役割を見える化するとともに、他の相談機関からの相談を断らないことをルール化。
- (iii) 連絡先が確定しない、適切な支援メニューが決まらない、相談機関の役割分担が決まらない。
 →相談支援包括化推進員を配置し、ケースの情報整理、関係機関との連絡調整等を実施。局主管課である保健福祉企画総務課が役割分担を明確化。
- (iv) 世帯にとっての最適な解決策がわからない。
 →各分野における相談機関の長などを選任した「複合課題解決アドバイザー」を配置し、困難ケースへの支援の助言

③各対応方法の詳細について

(i) つなぐシート

- ・世帯全体の課題を漏れなく把握するため、困りごとの有無をチェックする欄を設けている。
- ・異なる相談機関との情報共有をスムーズに行うため、本人署名（同意）欄を設けている。

(ii) 相談機関一覧

- ・分野ごとに相談機関を整理し、役割が見える化している。
- ・各分野において、つなぎ先が判断できない場合の相談窓口を明確化している。
- ・相談者を適切な相談機関につなげるため、各相談機関の担当者名を明記している。

(iii) 相談支援包括化推進員の配置

- ・平成30年度から岡山市社会福祉協議会に委託し、現在4名を配置している。
- ・役割として、
 - (ア) 情報を整理し、世帯全体の課題が見える化
 - (イ) 複合課題ケース検討会、アドバイザー会議の準備と開催
 - (ウ) 適切な支援が導入されるまでモニタリングを行う
 - (エ) 就労や通いの場などへのつなぎ等があげられる。市民から直接の相談は受けず、相談機関を後方支援する位置づけである。

(iv) 複合課題解決アドバイザー

- ・各分野における相談機関の長（センター長、会長など）を複合課題解決アドバイザーとして選任。
- ・複合課題解決アドバイザーは、困難ケースの対応方針についての助言・指導を行う役割を担う。

④事業の効果について

- ・複合課題を抱える世帯に対し複数の相談機関が別々に介入し、互いの動きが分からなかったケースについて、支援者が一堂に会し、新たな情報が得られたことで、世帯全体での支援方針が決まり、新たな支援につ

なげることができた。

- ・数年間支援を拒否していた世帯に対し、市と民間相談機関がチームで動くことで信頼関係を構築でき、新たな支援につなげることができた。
- ・ケース検討会を支援会議（生活困窮者自立支援法）に位置付け、個人情報扱いを明確にしたことで、警察、検察、保護観察所、住まい関係者等が積極的に会議に参加し、情報共有してもらえるようになり、市以外の関係機関とも複合課題を抱える世帯への支援を協力して行っていく体制ができた。
- ・新型コロナウイルス感染症患者世帯のケース検討会において、医療関係者を含む関係機関で、感染症に対する正しい知識を理解することにより、関係機関の不安軽減が図られ、適切な支援介入につなげることができた。
- ・関係機関からは、「行政へのハードルが低くなり、相談しやすくなった」、「これまで滞っていた困難ケースをサービスにつなげることができた」などの声があがっている。

⑤今後の取り組みについて

総合相談支援体制づくりを通じて見えてきた課題として、「地域とのつながりや関係性の不足」、「モニタリングや方針確認、進捗状況把握の場がなく、役割を担う機関の負担の増加」、「制度の狭間にあるケースの支援者としてのアウトリーチ不足」がある。

それらを踏まえた支援の方向性としては、①福祉的な課題への支援として、本人の属性や本人が抱える課題に対応するための支援や専門職による伴走型支援、②社会とのつながり支援として、地域や社会へのつながりや社会参加に向けた支援や地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて地域住民同士で気にかけて関係性を育むこととした。

地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する、より包括的な支援体制を構築するため、相談支援、社会参加への支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の取り組みを令和4年度から開始した。

⑥重層的支援体制整備事業

保健福祉局、岡山っ子育成局などの分野を越えた関係課が、重層的支援体

制整備事業の意義や考え方の共通認識を持ち、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施する。

多機関協働のポイントとして、

- (i) 関係する支援機関同士が当事者や世帯の情報を共有し、当事者や世帯の特性を把握する。
- (ii) 相談支援包括化推進員の役割を明確化する。あくまで後方支援をする役割であり直接ケースは持たず、関係機関が個別ケース支援する。
- (iii) 関係課・関係機関同士の顔の見える関係づくりを大事にする。
ワーキンググループ、ケース検討会等を通じて、相談支援包括化推進員だけでなく、関係課・関係機関同士が気軽に相談できるような関係づくりを行う。
- (iv) 支援機関に丸投げしない。支援機関を孤立させず、相談支援包括化推進員と市が共に動く。

これらのシステム(仕組み)で事業を進めるとともに、新たな課題に対し、制度を構築することで持続可能な仕組みにしていく。

(3) S I Bを活用した生涯就労支援事業について

単に高齢者の就労支援という切り口ではなく、広く健康の好循環を目指す取組としておこなっている。

背景には、市民の健康寿命と平均寿命の差が全国平均より低かったこと、1人あたりの生活習慣病の医療費が全国平均より高かったこと等がある。健康になる生活がすぐ側にある状況をつくることを目指している。

①事業概要について

社会福祉協議会、民間就労支援機関、J F R A (中間支援組織)でコンソーシアムを組み、高齢者の就労支援を実施している。

生涯かつやく支援センターを窓口を受付・登録を行い、支援機関は利用者の健康状態やニーズに応じて、企業に対して業務の切り分けなどの調整や、働きやすい職場づくりに理解を求めながら就労先とのマッチングを行う。就労後も定着支援を実施している。

労働条件の調整などで比較的就労につながりやすい人は民間機関が、就労以外にも生活全体の支援が必要な人には社会福祉協議会が対応している。

成果に応じて報酬を支払うS I Bの仕組みを採用し、委託先のJ F R A

が事業の仕組みの構築や、資金・運営管理等を行っている。

②生涯活躍就労支援事業の実績・成果について

利用者のニーズに沿った支援や、企業との丁寧な雇用条件の調整により高い就職率を達成した。年齢や環境要因等から、一般求人では就労に結びつきにくかった方も、就労に結びつけることが可能になった。また、就労後も定着支援を行うことで、就職率がさらにアップした。

民間を支援機関に組み込み、幅広い業種の企業を開拓した。そのことにより、各支援機関の強みを活かした業種の掘り起こしをすることができ、多様な就労ニーズに応じた支援が可能になった。また、高齢者就労支援や、事業管理・就労イベント等のノウハウを蓄積することができた。

4. 主な質疑応答（概要）

問：ひきこもりの問題等で、見落としがないようにどのような工夫をしているのか。

答：他の問題で家族と関わった際に、つなぐシートを活用し、連携して専門の部署に引き継ぐなどの対応を行っている。

問：相談支援包括化推進員は配置されてから同じ職員が担っているのか。

答：4名の中で一番長い方が令和2年からである。社会福祉協議会内での人事異動等もあり、異動してきた当初はノウハウもないので、既にいるメンバーでの情報共有と合わせ、複合課題解決アドバイザーに相談し、アドバイスをもらいながら支援を行っている。

問：支援会議における情報共有について、役所の中の異なる部署、民間と行っていくことはスムーズに進んだのか。

答：抵抗がある機関もあったが、法律に基づき支援会議を位置づけていることを丁寧に説明した。会議に参加し、情報を共有するメリットを感じることで、スムーズに情報提供してもらえるようになった。

問：SIBを活用した生涯活躍就労支援事業について、地域包括支援課が所管することで、効果が大きかったと感じるか。

答：大きな話になると医療費が下がったとか、介護の認定率が下がったというような数値になると思うが、具体的な数値にはまだ結びつけられていない。しかし利用者の人生満足度という調査を行っており、そういう面では一定の効果があったと認識している。

岡山県総社市

1. 市の概要

総社市は、岡山県南西部に位置し、東部は岡山市、南部は倉敷市に隣接している。鉄道網や道路網が整い、近隣には岡山空港があるなど、交通の結節点に位置している。近年では歴史に培われた吉備文化と、高梁川の恵みをはじめとする豊かな自然環境を背景に、住宅都市・学園都市としての発展もみせている。

飛鳥・奈良時代には備中の国府も置かれ、備中の国の政治・経済・文化の中心地として栄えた。平安時代には備中国内の神々を合祀した総社宮が建てられ、総社市の名称はこれに由来している。

面積：211.90 km²

人口：69,696人（令和4年9月30日現在）

世帯数：29,250世帯

令和4年度一般会計当初予算額 30,250,000千円

2. 調査の経過

総社市役所内を訪問し、事業の概要説明を受け、質疑応答を行った。

その後、障がい者千五百人雇用センターの見学を行った。

説明担当：総社市保健福祉部 福祉課職員

3. 説明内容

(1) 障がい者千五百人雇用事業の経緯について

- 平成20年 9月 リーマンショックが障がい者雇用のきっかけ。
このような時こそ支援すべきは障がい者という考え。
- 平成22年12月 新設の県立支援学校の設立地が隣の倉敷市に決定。
支援学校を卒業した後の働く場所は、総社市が担う
という考え。
- 平成23年 4月 「障がい者千人雇用」を開始。
ハローワーク、企業関係者等で組織する「障がい者
千人雇用委員会」を設置し、課題を抽出。
- 平成23年 7月 「就労支援ルーム」の設置。

- ハローワーク総社と「福祉から就労」支援協定を締結したことを受け市職員2名がハローワークに常駐。
- 平成23年10月 総社商工会議所と包括協定を締結。
会員企業に対し、助成制度の周知やセミナー、雇用意向調査、福祉的事業所の見学を開始。
- 平成23年12月 「障がい者千人雇用推進条例」を制定。
障がい者千人雇用実現のための基本的事項や市・企業・市民の役割を明文化。
- 平成24年 4月 「障がい者千人雇用センター」を設置。
マッチングと生活支援の拠点。障害者就業・生活支援センター及びハローワークから職員派遣。
- 平成29年 5月 「障がい者千人雇用」事業による就労者1,000人達成。
- 平成29年 9月 「障がい者千五百人雇用」事業として再スタート。

(2) 就労者数及び経費の推移について

1,000人という数字は、平成23年4月1日時点での市内の障がい者数に由来している。身体、知的、精神障がい者のうち、一般的な就労年齢といわれる「18歳以上65歳未満」の人数が約1,200人であった。当時就労している人数が約180人であったことから、残りの1,000人を就労に結びつけることを目標とした。

【就労者数】

平成23年4月	福祉的就労者：100人	一般就労者：80人
	合計：180人	
令和 4年9月	福祉的就労者：446人	一般就労者：807人
	合計：1,253人	

【経費】

平成22年	8,202万円
令和 4年	5億3,317万円

(3) 事業所について

事業開始当初は、B型事業所2事業所のみであったが、現在はA型事業所が5事業所、B型事業所が12事業所となっている。

事業所が増えたことで、多様な選択肢が増え、日中活動事業所連絡会が設置されるなど、事業所同士のネットワークができた。そのことで大きな仕事も協力して受注を目指すなどの可能性も広がっている。

また、優先調達推進法により行政からの業務等の発注が増加している。

(4) 障がい者千五百人雇用事業の体制について

①体制図



②ハローワーク総社との協働

平成23年7月より、ハローワーク総社の2階に「就労支援ルーム」を設置している。「福祉から就労」に向けてワンストップで付き添い型の綿密な支援を実施している。また、生活困窮者や外国人、ひとり親への支援も行っている。

③障がい者千五百人雇用センターについて

千五百人雇用センターの職員は、登録者に対してマッチングから生活まで、マンツーマンでサポートを行うとともに、企業など就労先へのアフターケアも担当している。

④他の分野の政策との連携について

(i) 農業・福祉の連携

そうじゃ地・食べ公社（農業公社）と連携し、安い価格で事業所（A型・B型）に野菜苗を販売している。そこで収穫された野菜を農業公社に販売している。農業公社は良質な野菜を入手することができ、win-winの関係となっている。

(ii) 乗合タクシー「雪舟くん」の活用

事前登録制の予約型乗り合い方式のタクシー「雪舟くん」を運行している。利用の1時間前までに予約すれば希望の場所まで迎えに来て、目的地まで送迎してくれる。通常1乗車300円であるが、障がい者は200円で利用することができ、通勤に利用されている。

⑤市が行う取組について

(i) 障がい者向け就職面接会の実施

市が主催となり、ハローワーク総社等との共催により面接会を実施している。

(ii) 広報活動により障がい者雇用をアピール

市の広報誌「広報そうじゃ」において、表紙・特集など障がい者雇用に関連するものを前面に出してアピールしている。

(iii) 障がい者との触れ合う機会の提供

市役所の中庭及びロビーを有効活用し、ランチスペースを提供。セントラルロビーカフェとして障がい者の作った食品等を販売している。

(iv) 一般就労への移行を図る取組

福祉的就労から一般就労へ移行し、6ヶ月以上経過した方に、就労支援金10万円を支給している。これまで70名以上の方が対象となった。

(v) コンビニエンスストアの活用

セブンイレブンと協力し、商品の販売等を行っている。

(5) 成果と課題について

市県民税納税者数について、平成24年度には235人であったが、平成29年度には247人に増加した。また、障がい者の給与収入総額について、平成24年度には約10億9,700万円であったが、平成29年度には約12億4,900万円に増加した。

その一方で、障がい者の平均給与収入は平成24年度には2,750,144円であったが、平成29年度には1,983,079円に下がっている。働く場面は増えたが、短期の仕事の増加なども影響しており、工賃等の収入の向上が今後の課題となっている。

(6) 今後の展望について

雇用1,000人達成の際の内訳として、総社市民が7割、近隣市民が3割であった。1,500人雇用の取組を通し、総社市外の圏域への波及も目標としている。また障害者手帳所持者ではない、何らかの診断が出ている人も含めた目標としている。

この事業を通し、障がい者の生活の質を向上させるため、課題やニーズに対して適切な支援を行い、障がい者一人ひとりが自立し、安心して地域で暮らせる社会の実現を目指している。

4. 主な質疑応答（概要）

問：条例制定の背景として、制定時のまちの様子やハローワークとの関係性はどうかであったか。

答：障がい者というキーワードが触れてはいけないものから、皆で支えていくものになっていき、自然に皆とふれあっている。企業が求めているものとマッチングをし、継続しての就労が目標だが、ハローワークも一緒になって取り組んでくれた。

問：雇用ワーカーが2名がいわゆるジョブコーチだと思うが、2名では中々難しい体制ではないかと思う。体制の強化や、今後必要とされることは何と考えているか。

答：様々な福祉施策があり、全て社会福祉協議会に委託している。狭い部屋の中に福祉にかかる複数のセンターを設置していることで、部屋の中で横断的に業務を行うことができているが、実際には人員としては足りていないと考えている。

問：定着するためには継続的な支援が必要だと考える。ケースによって異

なると思うが、どのぐらいの期間関わっているのか。

答：マッチングが全てうまくいくわけではなく、七転び八起きである。予算が少ないので、地道にマッチングを行っている。期間を決めているわけではなく、1年経っても関わっていくケースもある。大切なのは一人ひとりケースが違う中で、地道に行っていくことである。

問：障がい者本人が就労希望の場合のみを対象としているのか。

答：障がい者本人が希望してくるケースは少なく、家族からの相談が多い。地域を巻き込み、声を聞きながら行っていくことが大切である。



総社市イメージキャラクター

「チュッピー」

このぬいぐるみも、障害者就労継続支援
B型事業所で作成し、販売している。